

熊本県砂利採取計画認可事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）第16条に規定する砂利採取計画の認可（以下「認可」という。）に関する事務取扱について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可の基準)

第2条 認可は、法第19条及び砂利採取計画認可準則について（昭和43年10月2日通産省化局第491号、建設省河政発第99条。以下「準則」という。）に定めるところにより行うものとする。

(認可の期間)

第3条 砂利採取（山砂利を除く。）の認可の期間は、採取後の埋戻し整地作業を含め原則1年以内とする。

2 山砂利の認可の期間は原則3年以内とする。

3 砂利洗浄の認可の期間は原則3年以内とし、災害防止に関し優良と認められる施設にあっては、5年以内とする。

(添付書類)

第4条 認可を受けようとする砂利採取業者は、砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年8月2日通商産業省・建設省令第1号）第3条に定めるほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 採取計画書（別記第1号様式）

(2) 準則Ⅱの3(7)ロ及びハの規定により、掘さく跡の埋め戻しが必要な申請区域については、次のアからウまでのいずれかの書類

ア 当該申請者が加入する砂利採取業者で構成される法人格を有する団体（中小企業団体の組織に関する法律等の規定に基づくもの）の当該埋め戻しについての保証書

イ 砂利採取業者2業者の当該埋め戻しについての保証書

ウ 当該申請者と熊本県が締結した「砂利の採取に伴う災害防止及び採取跡の埋戻しに関する協定書」

(変更の認可等)

第5条 法第20条の規定による認可の変更（以下「変更認可」という。）に係る認可の期間は、直前に受けた認可の期間の残存期間とする。

2 前条の規定は、変更認可に準用する。

(申請書の提出期限)

第6条 認可又は変更認可を受けようとする砂利採取業者は、原則として、当該採取計画に着手しようとする日の60日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条に定める休日を除く。）前までに提出するものとする。

(申請書の提出部数)

第7条 認可又は変更認可の申請書の提出部数は、正本1部、副本1部とする。ただし、関係機関の協議に必要な場合は、その必要部数を提出するものとする。

(災害等報告)

第8条 認可又は変更認可を受けた砂利採取業者は、災害等（砂利採取場内の労働災害事故等を含む）が発生したときは、速やかに災害報告書（別記第2号様式）を知事に提出するものとする。

(立入検査)

第9条 知事は、法第34条の規定による砂利採取場の立入検査を行った場合は、砂利採取場立入検査表（別記第3号様式）を砂利採取業者に交付し、改善を必要とする事項の措置状況の報告を求めるものとする。

2 前項の規定により改善を求められた砂利採取業者は、速やかに指示された事項について適切な措置を講じ、知事に報告するものとし、期限までに報告がなく、知事が必要と認める場合には、指示書（別記第4号様式）を交付して改善を求めるものとする。

3 前項の指示書による改善を求められた砂利採取業者は、指示書に係る措置状況報告書（別記第5号様式）を知事に提出するものとする。

附則

この要領は、平成23年2月22日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。